

兵庫県保険医協会 姫路・西播支部ニュース

№. 272 2021年5月25日



発行 兵庫県保険医協会姫路・西播支部 支部長 正木茂博

連絡先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5F

兵庫県保険医協会 TEL/078-393-1840 FAX/078-393-1802

西播社保協学習会

不十分な生活保護の背景よく分かった

地域の医療・福祉改善のため、住民らでつくる西播社会保障推進協議会（以下西播社保協）は4月23日、姫路労働会館において「生活保護」をテーマに学習会を行った。姫路市の職員3人が生活保護制度について説明。西播社保協からは8人が参加し、制度が十分に機能していない背景などについて意見交換した。

西播社保協では、毎年秋に姫路・西播地域の5市6町で、医療・介護などの住民要求について懇談する「自治体キャラバン」を行っている。

毎月の幹事会で議論を重ね「生活保護について、姫路市の見解を聞く機会にしよう」と、学習会の開催を決定した。

姫路市からは、市のパンフレット「生活保護のしおり」をもとに、制度の仕組みや申請の手続きの仕方について説明。

質疑応答では、「扶養照会」や「申請時のハードル」などについて、活発なやりとりが交わされた。西播社保協からの「扶養照会は止めてほしい。親族だといっても、一人ひとり自立した人間なのだからおかしい。やめられないのか」「扶養照会があることで、申請をためらう人もいる。照会を止めてくれといえば、止めてくれるのか」という質問に職員



生活保護の課題について理解を深めた

は「実情に合わせて照会している。音信不通の状態が20年続いている、などの場合は照会していない。ただ、これを機に家族で交友を深めてほしいのもある」などと答えた。

「生活保護のしおり」には、「一日も早く自分たちの力で生活できるように手助けをする制度です」「保護を受けるには、受ける

（次ページにつづく）

（前ページのつづき）

人それぞれが自分たちの生活のためにあらゆる努力をすることが必要です」とあり、「自助」を強調した上で、「親、子、兄弟姉妹からできるだけ援助を受けてください」とも書かれ、菅政権の「自助、共助」の方針を象徴する内容となっている。生活保護が十分に機能していない背景に、基本的人権の保障に力を尽くそうとしない市の姿勢があることが、学習会を通じて明らかとなった。

参加者からは「生活保護が権利というなら、それを妨げることをしないでほしい」「自分は保護を受けることができないと思っている人が多いので、行政の方からもっとハードルを下げるような取り組みをしてほしい」などの感想が出された。

西播社保協では、「扶養照会」をやめさせ、憲法に基づいた行政を実現させていくために今後も運動を進めていく。

第336回幹事会だより

2021年4月15日(木) 於：じばさんびる

■姫路・西播支部の会員数 690人（3月31日現在 医科443人、歯科247人）

■主な議論、報告

- ・新型コロナウイルス感染症について、ワクチン接種状況などについて情報を共有した。
- ・後期高齢者の医療費一部負担金の2倍化などについて議論した。

健康情報テレホンサービス

通話料無料 **(0120) 979-451**



★24時間いつでも3分間程度の開業医の手作りの健康・医療情報を放送しています。

★インターネットでもご覧いただけます。過去の放送分もキーワード検索できます。URLは、<http://www//hhk.jp/>

左下のバナー「健康情報テレホンサービス」をクリック。

【5月のテーマ】

月曜日 流行性角結膜炎
 火曜日 お薬の正しい飲み方
 水曜日 心筋炎とは
 木曜日 難聴あれこれ
 金土日 脱毛症について

【6月のテーマ】

月曜日 子宮頸がんワクチンについて
 火曜日 新型コロナと歯科検診
 水曜日 皮膚の扁平苔癬
 木曜日 建物解体によるアスベスト
 金土日 新型コロナウイルスワクチン

★患者さんに配布していただける放送テーマのミニチラシ（A6サイズ）を作成しています。送付ご希望の医療機関は事務局（078-393-1840）まで。

兵庫県保険医協会歯科部会、姫路・西播支部共催

社保・審査、指導対策 歯科会員懇談会

歯科保険ルールの再確認
と審査対策の情報提供も

保団連発行の歯科指導対策テキスト
2021年2月改訂版を1冊進呈

日時：7月17日(土)18時30分～20時

会場 姫路・じばさんびる9階901会議室 (姫路駅南すぐ TEL:079-289-2832)

参加費：会員無料 参加対象：歯科会員

話題提供：協会歯科部会社保対策講師陣

ざっくばらんに交流しましょう！

姫路で5回目の歯科会員懇談会を企画しました。今回は、保団連が発行した『カルテ記載を中心とした指導対策テキスト—審査対策を含めた日常の留意点—改訂第10版』をもとに、歯科保険請求ルールの再確認や審査対策などを中心に講師からお話します。日頃からのカルテ整備の一助になればと思います。

また、ご質問の多い、歯周病治療の流れとSPTの活用、などの情報提供をし、日常診療での保険請求など出しあって、ざっくばらんな意見交換をしたいと考えています。ぜひお気軽にご参加いただきますよう案内申し上げます。

協会未入会の先生はご入会の上ご参加下さい(入会金なし、月会費は歯科開業医5000円、勤務医3000円)。

お問い合わせは兵庫県保険医協会歯科部会・〒本田 TEL078-393-1809

FAX078-393-1802



兵庫県保険医協会歯科部会 歯科会員懇談会(7/17)参加申込書

医療機関名： _____ 所在地 _____ 市 _____

電話： _____ FAX： _____

参加者氏名： _____

★社保・審査、指導についてのご質問や、返戻・減点事例、ご意見をお寄せ下さい↓

会員各位

2021年5月吉日

発熱等診療・検査医療機関に対する補助金が打ち切られます！

兵庫県保険医協会理事長 西山裕康

「発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の 継続実施を求める署名」にご協力を

兵庫県保険医協会会員の皆様、毎日の診療活動にご多忙のことと存じます。

さて、厚労省は昨年度に引き続き発熱等診療・検査医療機関による発熱患者の診療体制を今年度も確保するとしています。しかし、昨年度実施されていた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業による補助金交付はこの3月末までで打ち切られてしまいました。理由として、「外来等感染症対策実施加算」の新設をあげていますが、発熱等診療・検査医療機関からは「標榜時間以外に発熱外来を実施しているが、スタッフの人件費が払えなくなる」などの声が寄せられています。

現在、兵庫県や大阪府では新型コロナウイルス変異株による第4波が猛威を奮っています。発熱等診療・検査医療機関がなくなれば、地域で患者さんを早期に見つけだすことができず、一般の医療機関など身近なところでの感染拡大に拍車がかかってしまいます。

協会では、この補助金交付を引き続き行うよう、厚労省に求め下記の署名に取り組みます。発熱等診療・検査医療機関の先生はもちろん、地域の医療提供体制を守るためそれ以外の医療機関の先生もぜひ署名をお願いします。

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

2021年 月 日

発熱患者の外来診療・検査体制確保事業の継続実施を求める要請署名

地域において新型コロナウイルス感染症の診療・検査体制を維持・拡充するため下記の通り願いたい。

記

一、発熱患者の外来診療・検査体制確保事業を令和3年度も継続して実施すること

以上

私の一言（集められた声を厚生労働省に直接伝えます。ぜひご記入ください）

住 所：
医療機関名：
氏 名：

ご署名(ゴム印でも結構です)いただき、ご返信をお願い致します。
兵庫県保険医協会 宛 返信FAX 078-393-1802